現行の緑化計画書制度と開発許可制度の概要

1 緑化計画書制度

- 1制度概要
 - · 民間施設 1,000㎡以上
 - ·公共施設 250㎡以上

上記の敷地において、

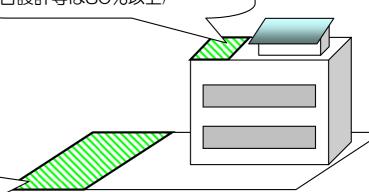
建築物の新築などの建築行為を行う際に、 都が定める緑化基準に基づく緑化計画の 届出を義務づけている。

由山と我務 ノリしい

地上部

<u>敷地面積から建築面積を除いた</u> <u>部分の20%以上</u>を緑化 (総合設計等は30%以上)

建築物上 <u>屋上面積(※)の20%以上</u>を緑化 (総合設計等は30%以上)



※屋上面積二建築物の屋根部分のうち、建築物の管理に必要な施設(空調等)に係る部分を 除いた面積

2 開発許可制度

1制度概要

·市街化区域 3,000㎡以上

・それ以外の地域 1,000㎡以上

上記の敷地において、

建築物の新築などの開発を行う際に、

自然地を一定規模以上(※)含む場合は、

知事の許可を得なければならない。

②緑地基準(代表例、市街化区域の住宅系開発)

共同住宅	3千㎡以上 1万㎡未満	敷地面積の3%以上の公共的緑地
	1万㎡以上	敷地面積の10%以上の緑地 (3%以上の公共的緑地含む)

※一定規模以上 行為地の1/3以上または一団で 1,000㎡以上の自然地

〈合計で区域の1/3以上の場合〉



〈一団で1,000㎡以上の場合〉

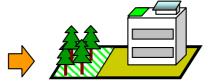


二つの制度のイメージ<参考>

■緑化計画書制度

新たな緑を創出し、市街地の緑化を推進する。

届出制



■開発許可制度

損なわれる自然を最小限に留め、自然の保護を図る。





